

能美市学習等供用施設空調復旧事業補助金交付要綱

平成17年 2 月 1 日

教育委員会告示第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学習等供用施設の空調設備復旧工事のため、既存施設の整備工事に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 補助金は、前条の整備工事を行う町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付対象工事)

第 3 条 補助対象となる工事は、学習等供用施設の空調設備復旧工事とし、防衛庁の補助を受けて実施する工事とする。

(計画書の提出)

第 4 条 前条の工事の申請に当たり町内会は、工事を実施しようとする予定の前々年度10月末日までに計画書を市に提出しなければならない。

2 町内会は、市が防衛庁へ申請する補助事業計画書を作成するために必要な書類等を提供するものとする。

(補助金の額の交付範囲)

第 5 条 補助金の額は、防衛施設庁が決定した補助対象工事費の50パーセント以内で、次に掲げる施設規模により算出した額とし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 施設規模が 3 種の学習等供用施設 (基準面積310平方メートル)

補助対象工事費から国・県の補助金を差し引いた残額の50パーセント以内とする。

(2) 施設規模が 2 種の学習等供用施設 (基準面積120平方メートル)

前号により算出した額に、3種の基準面積から2種の基準面積を減じた数値の2分の1に、防衛施設庁が定めた補助単価を乗じて得た額を加えた額とする。

国・県の補助額

国の補助額	基準面積×補助単価
県の補助額	国の補助額×1／3

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の根上町学習等供用施設空調復旧事業補助金交付要綱（平成14年根上町要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。